

【受注者の皆様へ】

## 工事請負契約における前払金保証・契約保証の電子化の対応について

契約金額が 500 万円以上の工事請負契約においては、「我孫子市公共工事の前金払取扱要綱」に従い、契約金額の 40%まで前払金を請求することが可能です。

請求に当たっては、保証事業会社（東日本建設業保証（株））との間で保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託する必要があります。

これまで、保証証書は書面で保証事業会社から受取り、市に持参又は郵送いただいていたが、今後は市が保証確認サービス「D-Sure」により、クラウドシステム上で電子化された保証証書（電子保証）を確認することで提出に替えることができるようになります。

電子保証は、書面での郵送・受取りが省略できるため、迅速な前払金の支出につながる他、クラウドシステムでの確認のため書面紛失のリスクがなく安心して利用できるものです。

また、システム利用に係る費用は発生しません。

引続き書面での提出も可能ですので、ご利用に当たっては、保証事業会社にご相談の上、受注者の皆様の都合に応じてご利用ください。

市への電子保証の提出に当たっては、保証事業会社から送付される「認証キー」の情報を、市資産管理課契約係のメールアドレスあてに送付してください。

また、その際メール本文に次の情報を記載の上、「我孫子市公共工事の前金払取扱要綱」の様式第 1 号「前金払申請書」及び様式第 2 号「前払金請求書」に必要事項を記入して添付してください（押印不要）。

（メール記載事項）

- ・ 契約件名
- ・ 発注課
- ・ 本件責任者氏名
- ・ 本件担当者氏名（責任者と同一でも可）
- ・ 連絡先

（本件に関する問合せ先）

我孫子市 財政部 資産管理課 契約係  
電話：04-7185-1695（直通）  
mail：choutatsu@city.abiko.chiba.jp